

保護者の皆様へ

認定こども園、保育園等の登園自粛のお願いの期間延長について

日頃より、本町の保育行政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、国から全ての都道府県に対して「緊急事態宣言」が発令されています。

これにより、町内の認定こども園、保育園等においては、家庭において保育が可能な場合は、登園の自粛をお願いしているところですが、引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の現状を考慮し、令和2年5月6日までとじていた登園自粛をお願いする期間を下記のとおり延長します。

引き続きのお願いとなりますが、保護者の皆様にはご理解・ご協力をよろしく願います。

なお、認定こども園、保育園等の子どもや保育士等が感染した場合や、地域で感染が拡大した場合などにおいては、臨時休園とする場合がありますが、あらかじめご了承ください。

【登園自粛延長のお願いをする期間】

令和2年5月7日（木）から令和2年5月31日（日）

※国の「緊急事態宣言」の発令期間によっては、自粛をお願いする期間が前後することがあります。ご了承ください。

【利用者負担額（保育料）の取り扱いについて】

令和2年5月7日（木）以降に登園を自粛された場合、日数に応じて、保育料を日割り計算により減額します。（登園自粛延長のお願いをする期間と同様とします。）

なお、減額の確定等については、一定期間を要することが見込まれます。利用者負担額決定通知書に基づく保育料を一旦納付（口座引き落とし含む）していただきますので、あらかじめご了承ください。手続き方法等は後日改めてお知らせします。

令和2年5月1日

府中町福祉保健部子育て支援課